

「（仮称）出水水俣ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見

標記配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[大気環境]

〈騒音及び低周波音〉

- (1) 風車の設置検討範囲から 2 km 以内の多方向に多数の住居が存在することから、現地の風況を踏まえた複数パターンの予測計算により、風車の設置基数や配置、環境保全措置を検討すること。

[水環境]

〈水質〉

- (1) 事業実施想定区域は水俣川や湯出川の源流域であり、区域内に活断層や山地災害危険地区が含まれていることから、本事業による水源や国土防災面への影響に関する予測等について、十分に検討すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物〉

- (1) 風力発電機の概要や昆虫の生息種から判断すると、衝突の影響ではなく、土地改変の影響により産卵・孵化できる環境が減少するおそれがあり、こうした観点から評価する必要があるか検討すること。

〈植物〉

- (1) 事業実施想定区域内の稜線に二次林が回廊状に存在するが、尾根に管理用道路等ができることによって、シカの移動が容易になり食害による植生への影響が懸念されるため、こうした観点での影響予測等を検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点として、矢筈岳及び鬼岳を追加する必要があるか検討すること。
- (2) 事業実施想定区域間近に地域の重要な景観特性である『湯の鶴温泉』があり、これは水俣市の観光資源の一つであるため、景観資源として追加する必要があるか検討すること。

- (3) 事業実施想定区域及びその周囲には住居等が存在しているため、集落や生活道路からの眺望への影響について、調査、予測、評価する必要があるか検討すること。
- (4) 事業実施想定区域の周辺において計画されている他の風力発電事業との累積的な影響について調査、予測、評価する必要があるか検討すること。

〈人と自然との触れ合いの活動の場〉

- (1) 事業実施想定区域内及び周辺に点在する人と自然との触れ合いの場となっている湧水や滝について、直接の改変がない場合であっても、尾根筋等に風力発電機が設置されることにより、湧水や滝（河川）の流量等に影響が出る可能性があることから、調査、予測、評価する必要があるか検討すること。
- (2) 「矢筈岳」は登山ルートが設定されていることから、人と自然の触れ合いの活動の場に追加する必要があるか検討すること。
- (3) 事業実施想定区域に近い頭石（かぐめいし）地区は平成14年8月に水俣市の「村丸ごと生活博物館」の指定を受けているため、景観や人と自然との触れ合いの活動の場の観点からの調査等が必要でないか検討すること。